

令和7年度鳥取県医療的ケア児等コーディネーター養成研修及びフォローアップ研修 結果概要

1 令和7年度鳥取県医療的ケア児等コーディネーター養成研修

(1) 研修概要

※事前学習（動画視聴）＋集合研修

研修日	科目・項目	内容	時間(分)
事前学習 (配信視聴)	医療	障害のある子どもの成長と発達の特徴	30
		疾患の特徴・生理	60
		日常生活における支援	30
		口腔ケア	30
		緊急時の対応、災害対策	30
		訪問看護の仕組み	15
		訪問診療の仕組み	15
		虐待が疑われたときの対応、地域の仕組み	20
合計			230
1日目 (9/5)	総論	①地域におけるこどもの発達と支援 ②医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律	30
		①医療的ケア児等の地域生活を支えるために ②医療的ケア児等コーディネーターに求められる資質と役割	70
	医療・保健	母子保健	30
	福祉・保育・教育・労働	①支援の基本的な枠組み ②福祉	30
		～リアルタイムアンケート～「この事例にどんな制度が使えますか？」	25
	地域支援体制整備	①支援チーム作りと支援体制整備／支援チームを育てる ②支援体制整備事例 ③医療、保健、福祉、教育、労働の連携 ④地域の資源開拓・創出の方法（資源把握、市町村、都道府県との連携）	120
	福祉・保育・教育・労働	遊び・保育	20
教育・労働		50	
合計			375
2日目 (9/6)	ライフステージにおける支援	NICUからの在宅移行支援	30
		児童期における支援	40
		学童期における支援	40
		成人期における支援	20
		移行期における支援	35
	地域支援体制整備	①支援チーム作りと支援体制整備／支援チームを育てる ②支援体制整備事例 ③医療、保健、福祉、教育、労働の連携 ④地域の資源開拓・創出の方法（資源把握、市町村、都道府県との連携）	60
	本人・家族の思いの理解	本人・家族の思い	30
		きょうだいの思い	30
		意思決定支援	30
		ニーズアセスメント	30
計画作成のポイント	演習に向けた計画作成のポイント	60	
合計			405
3日目 (10/17)	演習	計画作成	390
合計			390
4日目 (10/18)	演習	プランの再検討	55
		計画作成	235
		模擬担当者会議	45
		意見交換・振り返り	60
合計			395

(2) 医療的ケア児等コーディネーターの修了者数、職種及び圏域の内訳

ア 修了者数 21名

イ 職種及び圏域の内訳

職種	東部	中部	西部	職種合計
相談支援員	2	3	3	8
看護師	2	0	3	5
保健師	1	1	2	4
MSW	0	1	0	1
保育士	0	0	1	1
児童発達支援管理責任者	1	0	0	1
薬剤師	0	0	1	1
圏域合計	6	5	10	21
市町村内訳	鳥取市 5名 若桜町 1名	倉吉市 2名 湯梨浜町 1名 琴浦町 1名 北栄町 1名	米子市 8名 伯耆町 1名 日南町 1名	

※(参考) H30~R7 累積

職種	東部	中部	西部	職種合計
相談支援専門員	33	14	29	76
看護師	33	16	23	72
保健師	8	10	12	30
MSW	0	2	0	2
保育士	1	0	2	3
理学療法士	2	0	2	4
作業療法士	2	1	0	3
社会福祉士	1	3	0	4
サービス管理責任者	0	0	1	1
児童発達支援管理責任者	2	0	2	4
介護員	0	1	0	1
児童指導員	1	1	1	3
心理士	1	0	0	1
事務職	0	0	1	1
薬剤師	0	0	1	1
圏域合計	84	48	74	206
市町村内訳	鳥取市 73名 岩美町 4名 若桜町 2名 智頭町 1名 八頭町 4名	倉吉市 33名 湯梨浜町 6名 琴浦町 2名 北栄町 6名 三朝町 1名	米子市 56名 境港市 8名 日吉津村 1名 大山町 2名 南部町 1名 伯耆町 1名 日南町 2名 江府町 3名	

(未配置市町村・・・日野町)

2 令和7年度鳥取県医療的ケア児等コーディネーターフォローアップ研修

(1) 研修概要

日時：令和7年7月14日（月）及び12月12日（金） 13:30～15:30

内容：事例相談会（事例を通して自身の業務を振り返り、コーディネーターとしての今後の役割について考え、コーディネーター同士のつながりを作る。）

(2) 修了者数、職種及び圏域の内訳

ア 修了者数 16名（各回8名が受講）

イ 職種及び圏域の内訳

職種	東部	中部	西部	職種合計
相談支援専門員	2	1	3	6
看護師	4	1	3	8
児童指導員	0	1	0	1
保健師	1	0	0	1
圏域合計	7	3	6	16

令和8年度 医療的ケア児者に関わる県の事業

資料6

(単位：千円)

分野	番号	事業名	概要	担当課	R8予算額	財源		
						国	県	その他
	1	医療的ケアが必要な子ども等の総合支援事業	<p>「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、「医療的ケア児支援センター」を設置して各種相談に応じるとともに、医療的ケア児者の在宅支援に係る人材の育成・確保等を総合的に行うことにより、医療的ケア児等とその家族が、地域で安心して生活できる環境を整える。</p> <p>(1) 医療的ケア児等支援センター設置事業 医療的ケア児に関する相談、関係機関との連携・調整、コーディネーター養成研修等人材育成に対応するセンターを設置し、医療的ケア児やその家族等の適切な支援に繋げる。 また、令和8年度から「医療的ケア児等に係る人材確保事業」を統合。看護系学生、中学・高校や事業所を対象に、啓発活動や事業所見学により、県内学生へのPR、理解啓発事業を展開することで、重症心身障がい児及び医療的ケア児を支援する通所支援事業所の人材確保を図る。</p> <p>(2) 医療的ケア児等の在宅支援を担う看護職員等養成研修事業 医療的ケア児等の支援について専門的知識を有する拠点施設等の看護師等が、県内で医療的ケア児等の在宅支援に関わる事業所職員等を対象に、医療的ケアの技能・NICUからの在宅移行並びに在宅支援に関する研修を実施する。</p> <p>(3) 医療的ケア児に係る訪問看護師育成支援事業 医療的ケア児の訪問看護を行う際に、経験の少ない他の訪問看護ステーションの訪問看護師を育成目的で同行させた場合、それぞれの訪問看護ステーションに人員費相当額を補助し、医療的ケア児の支援ができる訪問看護ステーションの拡大を図る。 補助単価：参加側（看護師1名ごと）、受入側とも1.1万円/回</p> <p>(4) NICUからの地域移行支援事業 新生児集中治療室又は集中治療室での治療が終了し、自宅移行に向けての支援を行う場合において、訪問看護師等が関わる仕組みを強化し、児童及び保護者が安心して自宅へ帰り、地域で安心安全な生活が送れるよう支援を行う。</p> <p>(5) 医療的ケアを要する小児慢性特定疾病児等の一時的預かり事業 医療的ケアを必要とする小児慢性特定疾病児等の居場所の確保及び家族のレスパイトを目的として、当該児童を一時的に預かり、必要な療養上の管理、日常生活上の世話その他必要な支援を行う。</p> <p>(6) 医療型ショートステイ支援事業 医療的ケアの必要な重度障がい児者の地域生活を支援するため、県内の医療機関等が実施する医療型ショートステイに係る支援の充実を図る。また、西部圏域のショートステイ利用が近年増加傾向にあるため、西部圏域における地域生活支援を充実させ、より多くの利用希望者のニーズに対応出来る体制を構築する。</p> <p>(7) <拡大>医療的ケア児等の送迎支援事業 医療的ケア児の受診時等に移動のため使用する大型の福祉タクシー車両等が十分でないため、事業者に購入費用等を補助する。また、家族にとって大きな経済的負担となっている移動経費（タクシー代、付き添い看護師に係る経費）について助成する。</p>	69,058	一部1/2	1/2又は単県	-	
	2	<新規>医療的ケア児等訪問型レスパイト支援事業	<p>医療的ケア児等が、市町村と委託契約を結び訪問看護ステーションの医療的ケアや見守りサービスを利用する場合、医療保険制度が適用されない時間に係る利用料を助成する。前年度までは、総合療育センターの短期入所利用児童に限定してモデル的に実施していたが、保護者ニーズ等を踏まえ、全県に展開する。</p>	2,640	1/2	1/2	-	
	3	障がいのある子ども等の在宅生活支援事業	<p>重い障がいのある子ども等の在宅生活の支援のため、障害者総合支援法等による支給の対象とならないサービスのうち、県が定めた事業を実施する市町村への補助や、在宅の重症心身障がい児者・知的障がい児・身体障がい児・発達障がい児及びその保護者等が身近な地域で療育指導・相談を受けられる体制の充実を図る。</p> <p>(1) 障がい児者在宅生活支援事業 ①施設入所障がい児者等在宅生活支援事業 障害者支援施設等に入所している障がい児等に対し、一時帰宅中の障害福祉サービス利用経費を補助する。(県1/2、市町村1/2) ②家庭外看護師派遣支援事業 日常的に医療行為が必要な障がい児者が、家庭外で4人以上集まり活動する場合の看護師等派遣経費を補助する。(県1/3、市町村1/3、本人1/3) ③エアーマットレスレンタル助成事業 体位変換に常時介助を要する在宅生活中の重度身体障がい児者にエアーマットレスのレンタル経費を補助する。(県1/3、市町村1/3、本人1/3) ④要医療障がい児者受入事業所看護師配置等助成事業 要医療障がい児者を受け入れるために看護師等を配置した事業所に、看護師等配置経費及び訪問看護利用経費を助成する。(県1/2、市町村1/2) ⑤要医療障がい児者受入事業所医療機器購入助成事業 要医療障がい児者を受け入れるために看護師等を配置した事業所に、医療機器の購入経費を補助する。(県1/2、市町村1/2) ⑥重度障がい児者地域移行推進事業 入所中等の医療的ケアを要する重度障がい児者を対象に、グループホーム等での生活体験を実施する事業所に必要な経費を補助する。(県1/2、市町村又は本人1/2) ⑦入院時付添依頼助成事業 常時の付き添いが求められる重症心身障がい児者等が入院した際に、家族以外の者に付き添いを依頼した場合の必要経費を助成する。(県1/3、市町村1/3、本人1/3) ⑧家庭内排泄補助装置助成事業 常時又は随時排泄が必要な重度身体障がい児者等に排泄補助装置のリース料を補助する。(県1/3、市町村1/3、本人1/3) ⑨身体障害者手帳交付対象外の聴覚障がい児者への補聴器購入等助成事業 身体障害者手帳（聴覚機能障害）の交付対象とならないが、補聴器が必要な聴覚障がい児者に対して、補聴器の購入費等を補助する。(県1/3、市町村1/3、本人1/3)</p> <p>(2) 児童発達支援センター機能強化事業 各児童発達支援センターに他職員を指導する立場の職員を配置し、職員研修等を実施することで、サービスの質向上と人材養成を図り、在宅の重症心身障がい児者・知的障がい児・身体障がい児・発達障がい児及びその保護者等が身近な地域で療育指導・相談を受けられる体制の充実を図る。</p>	24,851	-	単県	-	
	3	子ども発達支援課管理運営費（障がい児者事業所職員等研修事業）	<p>重症心身障がい児者、医療的ケア児等に携わる支援者の育成を行い、利用できる障がい福祉サービス事業所等を増やし、障がいのある方の在宅生活を支援するため、当該事業所の職員を対象に支援方法等に関する研修を行う。</p>	238	-	単県	-	
	4	障害福祉サービス利用コーディネート機能強化事業	<p>複数のサービス種別・事業所の組み合わせをコーディネートする人材である「相談支援専門員」が不足しており、相談支援専門員を新規に配置する事業所、追加で配置する事業所に対して、相談支援専門員の設置にかかる人件費の一部を支援する。</p>	3,000	-	単県	-	
	5	重度障がい児者支援事業	<p>重度障がい児者等がより地域で生活しやすくするため、通所による日中活動の場における支援や在宅支援の充実を図る障害福祉サービス事業所等運営法人に対して人件費等に対する助成を行うほか、入院・入所以外では生活が難しいとされてきた医療的ケアを要する重度障がい者の地域における生活拠点づくりを促進する。</p> <p>(1) 重度障がい児者日中支援事業 (県1/2、市町村1/2) 生活介護事業所、短期入所事業所、放課後等デイ事業所において、重症心身障がい児者等の日中支援を行う社会福祉法人等に対し、事業所運営に要する経費の助成を行う。 (2) 「鳥取県型（要医療障がい者支援特化型）生活介護事業所」運営支援事業 (県1/2、市町村1/2) 生活介護事業所において、超重度障がい者に対しサービスを提供する際に看護職員を配置し医療的ケアを行う社会福祉法人等に対し、事業所運営に要する経費の助成を行う。 (3) 在宅重度障がい児者等支援体制強化事業 (県1/2、市町村1/2) 訪問系のサービスについては、手厚いケアが必要な重度者への支援を積極的に提供するインセンティブが殆どない制度（基本報酬は時間区分のみによって単価設定）となっているため、独自の加算制度を設ける。また、遠隔地の利用者宅への移動や通院移動時（運転時）についても、事業者の負担を軽減するための独自の加算制度を設ける。 (4) 医療的ケアを要する重度障がい者の地域生活推進事業 (県1/2、市町村1/2) 指定基準に必要な人員に加え常時看護職員を1名以上配置し、医療的なケアを必要とする重度障がい者に医療的ケアを含む手厚い支援を提供するグループホームに対し、運営費を補助する。 (5) たん吸引研修等受講奨励金交付事業 たん吸引等の資格を得るための研修を受講する際に、サービス提供をしていれば本来得られたであろう報酬額の1/2程度の奨励金を交付し、資格取得者を増やす。</p>	68,475	-	単県	-	
	6	鳥取県重度障がい児者及び強度行動障がい児者施設整備事業	<p>生活介護事業所、グループホーム、短期入所事業所、放課後等デイ事業所において、重症心身障がい児者及び強度行動障がい児者を受け入れるために必要な施設の整備を行う社会福祉法人等に対して整備に必要な経費の助成を行う。 (鳥取県社会福祉施設等施設整備事業の県負担額を上限とする)</p>	8,408	-	単県	-	
7	重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業	<p>重度障がい者等の地域生活を支援するため、重度障がい者の割合が著しく高い等のことから、訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている市町村に対し、支援を行う（補助率：サービス事業費から国庫負担基準額を除いた市町村負担額の3/4※の額（国2/3、県1/3） ※財政力指数に応じた減率あり）</p>	64,841	2/3	1/3	-		

障がい福祉課

分野	番号	事業名	概要	担当課	R8予算額	財源		
						国	県	その他
保健・福祉	8	介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修(特定の者対象)事業	特定の者(障がい者等)に対するたんの吸引等の特定の行為を適切に行うことができる者を養成する研修を実施する。		1,733	—	—	基金
	9	難病等医療費助成事業	指定難病(348疾患)患者に対して医療費の一部を公費負担する。		1,043,721	1/2	1/2	—
	10	難病患者療養支援事業	難病患者に対する受入病院の確保を図ると共に、患者及びその家族等に対する相談支援や在宅療養支援を行う。 (1) 難病患者地域支援対策推進事業 難病患者の療養生活を支援するため、医療相談会、保健師等による訪問指導(診療)・訪問相談を実施する。 (2) 在宅難病患者一時入院事業 常時介護等を必要とする難病患者の在宅での療養環境を整備するため、家族介護者の休息等を目的とする一時入院を行う病床を確保し、医療機関に受入れを委託する。 (3) 在宅人工呼吸器使用患者支援事業 人工呼吸器を使用する難病患者が在宅において適切な医療を受けることができるよう、訪問看護ステーションに訪問看護を委託する。 (4) 指定難病患者の福祉・就労等の円滑な支援に資するため、指定難病に罹患していることを証明する「登録者証」を発行する。	健康政策課	15,227	1/2	1/2	—
	11	難病相談・支援センター等設置委託	難病相談・支援センターを鳥取医療センター及び鳥取大学医学部附属病院内に設置し、患者・家族等からの相談を受け付けるとともに、研修会・サロンを開催し、患者団体に対する支援を行う。また、難病医療の提供体制の充実を図るため、鳥取県難病医療連絡協議会を鳥取大学医学部附属病院内に設置し、患者の療養先の確保、在宅患者の一時入院調整、在宅療養支援等を行う。		22,828	1/2	1/2	—
	12	難病フォーラム開催	難病に係る県民への理解を広げるため、難病フォーラムを開催する。		263	—	単県	—
	13	保育サービス多様化促進事業	各市町村が特別な支援が必要と認めた保育所等入所児童に対して、保育士等を配置する経費等を助成する市町村に補助を行う。 (1) 障がい児保育事業(県1/2、市町村1/2、正規職員配置の場合は県1/3、市町村1/3、施設1/3) 各市町村が特別な支援が必要と認めた保育認定を受けている子どもに対して保育士等を配置する場合に助成 (2) 医療的ケア児保育事業(原則、国1/2、県1/4、市町村1/4) 各市町村が医療的ケア児のために看護職員等やその補助者を配置する場合等に助成	子育て王国課	204,555	1/2	1/4 又は 単県	—
	14	小児慢性特定疾病医療費助成事業	小児慢性特定疾病児童の医療費の一部を公費負担し、患者家族の負担軽減と治療研究の促進を図る。		96,450	1/2	1/2	—
	15	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	市町村が行う特殊寝台等の日常生活用具19品目の給付に対して補助を行う。		571	1/2	1/2 又は 1/4	—
	16	小児慢性特定疾病交通費助成事業	県内医療機関で対応できない小児慢性特定疾病の治療のため、小児慢性特定疾病児童が県外医療機関を受診するための交通費の一部を助成する。		1,000	—	単県	—
	17	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等(以下「慢性疾病児童等」という。)の自立及び成長支援について、慢性疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行うとともに、地域の社会的資源を活用し、利用者の環境等に応じた支援を行う。	家庭支援課	7,194	1/2	1/2	—
	18	鳥取県小児慢性特定疾病児童等長期入院時付添支援事業	小児慢性特定疾患児童が連続して6日以上入院する場合に、保護者が5泊以上病院に付き添いを行う際に要する費用の一部を助成する。		2,820	—	単県	—
	19	低出生体重児の相互支援促進に向けた啓発事業	低出生体重児(リトルベビー)とその家族と地域社会との相互理解を促進し、効果的な寄り添い支援を行うため啓発活動等を行う。		1,540	—	単県	—
教育	20	特別支援学校教職員人件費	常勤看護師配置及び非常勤看護師の配置を行う。	教育人材開発課	人件費	1/3	2/3	—
	21	特別支援教育充実費(医療的ケアを必要とする幼児児童生徒学習支援の充実)	特別支援学校において児童生徒等が安全かつ安心して学校生活を送ることができるような環境の整備を行う。 ・鳥取県公立学校における医療的ケア体制整備検討分科会の開催 ・学校看護師の保険加入		469	—	単県	—
	22	特別支援教育専門性向上事業(医療的ケア専門性向上事業)	(1) 幼児児童生徒の教育を支える医療的ケアについて、基礎的な知識・理解や安全な手技の実施、呼吸や姿勢に関する日常的な支援事項等を研修し、充実した学校教育を実施できるようにする。 ・学校における医療的ケア連絡協議会(教職員、看護師対象) ・学校における医療的ケア看護師研修会(教職員、看護師対象) ・重症心身障がい児の摂食・嚥下研修(教職員、看護師等対象) ・常勤看護師の県外研修派遣(1名) ・常勤看護師のWeb研修受講(2名) (2) 多職種連携(看護師、教員、主治医等)体制及び各場面の助言、緊急時等の対応に係る研修など、学校における医療的ケア実施についての指導・助言を行うアドバイザーを派遣する。 ・鳥取県学校における医療的ケアアドバイザー派遣事業	特別支援教育課	1,736	—	単県	—